虐待防止のための指針

(障害福祉サービス)

令和 5年 10月 1日

株式会社 青い鳥さぽーと企画

虐待防止のための指針

障害者虐待防止法において障害者虐待が禁止されていますが、障害者福祉施設従事者等による身体的虐待としては、同法第2条第7項第1号により、「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」と定義され、正当な理由のない身体拘束は虐待にあたるとされています。この指針は、株式会社青い鳥さぽーと企画が運営する事業に係る虐待の禁止の徹底、及び予防と早期発見を図るため虐待防止体制を整備し、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を安心して利用できることを目的とする。

第2条. 虐待の定義

この指針において「虐待」とは、利用者に対して行う次の行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行をくわえること。又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 介護・世話等の放棄放任

利用者を衰弱させるような著しい減食、あるいは長時間の放置、養護を著しく 怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、もしくは拒絶的な対応や不当な差別的行動、その 他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者の金銭使用を理由なく制限すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。

第3条. 虐待に対する基本方針

- 1. 職員は利用者に対し、いかなる虐待もしてはならない。
- 2. 利用者の生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限す
 - る(以下「身体的拘束」という。)を禁止する。

3. 前項の緊急やむを得ない場合とは、次の各号の要件をすべて満たしている場合をいう。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となり、非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる。一時性を 判断する場合には、本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時 間を想定する必要がある。

第4条. 虐待防止委員会の設置

- 1. 法人内に、虐待防止委員会を設置する。
- 2. 虐待防止委員会は、年に1回以上定期的に開催すると共に、虐待あるいは虐待が疑われる行為があった場合には必ず開催をしなければならない。
- 3. 虐待防止委員会の委員は、各事業所管理者、副管理者で構成し、定員は定めない。
- 4. 虐待防止委員会の委員長は、第5条第2項に定める虐待防止責任者とする。(以下「委員長」という。)
- 5. 各事業所の管理者は、必要に応じ各事業所内にて虐待防止協議会を開催 し、解決されない場合には委員長へその旨報告。委員長は直ちに委員会の招 集を提言しなければならない。
 - 6. 虐待防止委員会の審議事項は次のとおりとする。
 - (1) 虐待、又は虐待の疑われる行為に関する事実確認、及び関係者からの聞き取り調査内容の整理。
- (2) 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
 - (3) 虐待について、職員等が相談・報告できる体制整備に関すること。

- (4) 虐待防止委員会(職員等)が虐待を把握した場合に、徳島県、及び関係 機関への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - (5) 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に 関すること。
 - (6) 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。
 - (7) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の利用者の状態や、拘束の方法 (拘束内容、目的、理由、時間帯、期

間等) についてのカンファレンスの実施、及び手順に関すること。

- (8) 事業所内での利用者に対するケアの見直し、及び適切なケアの提供に関すること。
- 7. 委員長が必要と認める場合には、すでに定められている第三者委員に対し、虐待防止委員会への参加を求めることができる。
 - 8. 虐待防止委員会の委員は、日頃から虐待防止の啓発に努めなければならない。

第5条. 虐待の発見、及び通報

- 1. 職員等は、虐待を発見した時、並びに利用者やその家族等、及び他の職員等から虐待の報告を受けたときは
- 本指針に基づき適切に対応しなければならない。
- 2. 前項の職員等は、直ちに直属管理者(虐待防止委員)に報告しなければならない。

第6条. 虐待通報の受付

- 1. 虐待の通報は、苦情相談窓口を通じての相談、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けるこ
 - とができるものとする。
- 2. 虐待防止委員は、前項の通報を受けた時には、記録をするとともに虐待の 通報を受けた旨を委員長に報告しな ければならない。

第7条. 虐待の確認

1. 虐待防止責任者(委員長)は、虐待の通報の内容を確認するため、虐待通報者、及び当該利用者・職員から通報内容について詳細を聞き取り、事実確認を行う。

- 2. 前項による事実確認は、虐待通報があった日から7日以内に行うものとする。
- 3. 委員長は、把握した虐待等の事実確認に関し問題あり、と判断した場合は、速やかに虐待防止委員を招集し虐 待防止委員会を開催しなければならない。

第8条. 虐待の認定と再発防止

- 1. 虐待の認定については、虐待防止委員会が執り行う。
 - 2. 認定は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行うものとする。
 - 3. 認定があった場合には法令順守責任者(法人代表者)より速やかに職員全員に対し注意喚起等を行うととも
- に、再発防止策を虐待防止委員会にて徹底協議し決定する。

第9条. 虐待事実の報告

- 1. 委員長は、利用者への虐待が認められた場合には、速やかに関係機関に報告しなければならない。
 - 2. 委員長は、虐待の認定事項、及び虐待防止委員会で協議された内容について、利用者やその家族等に対しその

内容を報告し、記録をしなければならない。

3. 委員長は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、拘束内容、目的、 理由、時間帯、期間、改善に向けた

取組等について利用者、及びその家族等に対し詳細に説明し、充分な理解が 得られるよう努めなければならな

い。

また、身体拘束等の期限を超え、なお身体拘束等を必要とする場合は、虐 待防止委員会に諮った上で事前に利

用者やその家族等に利用者の状態を説明し、同意を得た上で実施しなければならない。身体拘束等を継続する必

要がなくなった場合には、速やかに身体拘束等を解除する旨を利用者やその 家族等に報告し身体拘束等を解除し

なければならない。

なお、委員長は緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、状態の観察や記録を行うこととする。

第10条。相談等体制

利用者やその家族等が希望する場合、又は、前条による解決が困難な場合、第三者委員会のあっせん、調整等

を受けることができるものとする。他機関を希望する場合には、徳島県適正 化委員会、徳島県障がい福祉課、国

保連合会、各市町村の福祉サービス適正化委員会窓口を斡旋するものとする。

第11条. 権利擁護のための成年後見制度

委員長は、高齢者及び障がい者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度 の利用を利用者やその家族等に説明

し、その求めに応じて適切な相談窓口を案内する等の支援を行うものとする。

第12条. 指針の周知

- 1. 利用者やその家族等は、いつでも本指針を閲覧することができる。
- 2. 委員長は、法人ホームページへの掲載、及び事業所内への掲示等により虐待対応について周知を図らなければならない。

附則

本指針は、令和4年4月1日より施行する。 本指針は、令和5年10月1日より施行する。